

第 6 9 4 号
平成24年 2月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	3	10
・放置自転車等の保管について	4	10
・大和都市計画生産緑地地区の変更に ついて	5	11
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	6	11
・放置自転車等の保管について	7	11
・放置自転車等の保管について	8	11
・放置自転車等の保管について	9	12
・放置自転車等の保管について	10	12
・放置自転車等の保管について	11	13
・放置自転車等の保管について	12	13
・住民票の職権消除について	13	14
・放置自転車等の保管について	14	14
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	15	14
・放置自転車等の保管について	16	14
・放置自転車等の保管について	17	15
・放置自転車等の保管について	18	15
・放置自転車等の保管について	19	16
・放置自転車等の保管について	20	16
・放置自転車等の保管について	21	17
・公示送達について	22	17
・放置自転車等の保管について	23	17
・放置自転車等の保管について	24	18
・公示送達について	25	18
・放置自転車等の保管について	26	18
・放置自転車等の保管について	27	19
・放置自転車等の保管について	28	19

・放置自転車等の保管について	29	20
・公示送達について	30	20
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	31	20
・放置自転車等の保管について	32	21
・公示送達について	33	21
・放置自転車等の保管について	34	21
・放置自転車等の保管について	35	22
・放置自転車等の保管について	36	22
公 告	番号	頁数
・農用地利用集積計画について	1	23
・天理市森林整備計画の変更計画書の 縦覧について	2	23
・大和都市計画事業山の辺第一工区 A 工区土地区画整理審議会委員選挙に おける選挙すべき委員の数について	3	23
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	1	23
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	2	23
監査委員会	番号	頁数
・住民監査請求の結果について	5	24
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について	1	26
・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について	1	29
・一般競争入札について	2	29

規 則

(平成24年 2月 1日 掲示済)

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 1 号

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年 3月天理市規則第 7号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「保育料決定（変更）通知書（様式第 4 号）」を「保育料決定通知書（様式第 4 号）又は保育料変更通知書（様式第 5 号）」に改める。

第 8 条第 2 項中「様式第 5 号」を「様式第 6 号」に改める。

第 9 条第 2 項中「様式第 6 号」を「様式第 7 号」に改める。

様式第 2 号から様式第 4 号までを次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 所 入 所 承 諾 書

申込みのありました保育所の入所について、次のとおり承諾します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
保 育 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備考 1 保育料については、別に通知します。 2 保育料について変更のあった場合は、その旨を通知します。 3 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。 4 保育の実施期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除します。	

様式第3号（第4条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 所 入 所 不 承 諾 書

申込みのありました保育所の入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

（理由）

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 ㊟

保 育 料 決 定 通 知 書

次のとおり 年度の保育料を決定したので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
保 育 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 育 料 月 額	第 階 層 円

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成24年 2月10日 金曜日

天理市公報

様式第 6 号を次のように改め、同様式を様式第 7 号とする。

様式第7号（第9条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 実 施 解 除 通 知 書

次の児童について保育の実施を解除することにしたので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
保 育 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 の 解 除 年 月 日	年 月 日
保 育 の 実 施 の 解 除 理 由	

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して80日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成24年 2月10日 金曜日

天理市公報

様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号（第6条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 料 変 更 通 知 書

次のとおり 年度の保育料を変更したので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 育 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
変 更 理 由	
実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
保 育 料 月 額	第 階 層 円

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市保育の実施に関する条例施行規則の規定により交付されている保育所入所承諾書等は、改正後の規則の規定により交付された保育所入所承諾書等とみなす。

告 示

(平成24年 1月10日掲示済)

天理市告示第 3 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 1月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 1月10日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月10日から平成24年 3月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成24年 1月10日掲示済)

天理市告示第 4 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 1月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 1月10日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町223番地14先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月10日から平成24年 3月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 1月11日揭示済)

天理市告示第 5 号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法(平成43年法律第100号)第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成24年 1月11日

天理市長 南 佳 策

面 積	備 考
約66.30ha	地区数 315箇所

(平成24年 1月11日揭示済)

天理市告示第 6 号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年 1月11日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市岸田町448番地 松田 修

変更後 代表者 天理市岸田町741番地 松田 清

変更年月日 平成24年 1月 1日

(平成24年 1月11日揭示済)

天理市告示第 7 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月11日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 1月11日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月11日から平成24年 3月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 1月12日揭示済)

天理市告示第 8 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成24年 1月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月12日から平成24年 3月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 1月13日揭示済)

天理市告示第9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月13日から平成24年 3月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 1月16日揭示済)

天理市告示第10号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 1月16日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年1月16日から平成24年3月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年1月17日揭示済）

天理市告示第11号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年1月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年1月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年1月17日から平成24年3月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年1月18日揭示済）

天理市告示第12号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年1月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年1月18日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年1月18日から平成24年3月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 1月19日 掲示済)

天理市告示第13号

住民票の職権削除について

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年 1月19日

天理市長 南 佳 策

記

職権削除した年月日 平成24年 1月19日

職権削除した者の住所、氏名及び生年月日 略

この処分不服があるときは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第31条の4の規定により、当該処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に審査請求することができます。

また、この場合においては、天理市長に異議申立てをすることもできます。

(平成24年 1月19日 掲示済)

天理市告示第14号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 1月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月19日から平成24年 3月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 1月20日 掲示済)

天理市告示第15号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年 1月20日

天理市長 南 佳 策

名 称 新泉町新町自治会

所在地 天理市新泉町477番地 2

告示前 代表者 天理市新泉町438番地 8 菊川 義勝

告示後 代表者 天理市新泉町474番地 16 北田 正廣

(平成24年 1月20日 掲示済)

天理市告示第16号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月20日から平成24年 3月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 1月23日揭示済)

天理市告示第17号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月23日から平成24年 3月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 1月23日揭示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 1月23日
- 3 移動対象区域
天理市中町63番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月23日から平成24年 3月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 1月24日揭示済）

天理市告示第19号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 1月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月24日から平成24年 3月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 1月25日揭示済）

天理市告示第20号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 1月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月25日から平成24年 3月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

(平成24年 1月26日 掲示済)

天理市告示第21号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月26日から平成24年 3月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 1月27日 掲示済)

天理市告示第22号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 1月27日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 1月27日 掲示済)

天理市告示第23号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 1月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月27日から平成24年 3月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 1月30日揭示済）

天理市告示第24号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年 1月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 1月30日から平成24年 3月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成24年 1月30日揭示済）

天理市告示第25号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 1月30日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成24年 1月31日揭示済）

天理市告示第26号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月31日から平成24年 3月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年 1月31日揭示済）

天理市告示第27号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 1月31日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町303番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月31日から平成24年 3月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年 1月31日揭示済）

天理市告示第28号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 1月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 1月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 1月31日から平成24年 7月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
- | | | |
|-------------|----|------------------|
| 天理市開発公社 | 電話 | 0743 - 63 - 7210 |
| 天理市総務部地域安全課 | 電話 | 0743 - 63 - 1001 |

(平成24年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月 1日から平成24年 3月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第30号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 2月 1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 2月 2日 掲示済)

天理市告示第31号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年 2月 2日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町6942番地 乾 主典
変更後 代表者 天理市福住町2039番地 前田 寿久

変更年月日 平成24年 1月 8日

(平成24年 2月 2日 掲示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月 2日から平成24年 4月 1日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月 3日 掲示済)

天理市告示第33号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 2月 3日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 2月 3日 掲示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月 3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月 3日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年2月3日から平成24年4月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年2月6日揭示済）

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年2月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年2月6日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年2月6日から平成24年4月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年2月6日揭示済）

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年2月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年2月6日
 - 3 移動対象区域
天理市福知堂町74番地4先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年2月6日から平成24年4月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

公 告

(平成24年 1月17日揭示済)

天理市公告第1号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年1月17日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年 1月26日揭示済)

天理市公告第2号

森林法(昭和26年法律第249号)附則(平成23年4月22日法律第20号)第5条の規定により天理市森林整備計画を変更したいので、同法(新法)第10条の5第7項において準用する同法(新法)第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の変更計画書を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の変更計画書に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成24年 1月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 天理市森林整備計画の変更計画書の縦覧期間
自 平成24年 1月26日(公告年月日)
至 平成24年 2月27日(公告年月日の翌日から起算して32日目)
- 2 天理市森林整備計画の変更計画書の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成24年 1月31日揭示済)

天理市公告第3号

平成24年 2月26日に実施する大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第22条第1項により決定し、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

平成24年 1月31日

天理市長 南 佳 策

- | | |
|-------------------|----|
| | 記 |
| 1 宅地所有者が選挙すべき委員の数 | 6人 |
| 2 借地権者が選挙すべき委員の数 | 2人 |

教育委員会

(平成24年 1月30日揭示済)

天教告示第1号

平成24年 2月 9日午前 9時30分から 2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 1月30日

天理市教育委員会

委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成24年 1月30日揭示済)

天農委告示第2号

平成24年 2月 8日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 1月30日

天理市農業委員会

会長 森 田 周 作

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条に関する許可申請について
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第 4 号 その他

市街化区域の専決処分について（報告）

監査委員会

（平成24年 1月11日掲示済）

天監委告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 4 項の規定による監査を行った結果を請求人に通知したので、これを公表します。

平成24年 1月11日

天理市監査委員	別 所 矩 佳
天理市監査委員	梅 崎 浩 充
天理市監査委員	飯 田 和 男

第 1 監査の請求

1 請求人

氏名 川口 かよみ
主婦

住所 天理市遠田町399番地

2 請求書の提出

平成23年12月 2 日

3 請求の要旨

請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

請求の趣旨

1 天理市長は、平成 8 年ころから、天理市遠田町区長川口和良との間で、年度毎に「天理市多世代交流広場維持管理業務委託契約書」を締結し、遠田町自治会に対し、遠田町内に存する天理市多世代交流広場（天理市福祉ゾーン）内の除草、管理棟（トイレを含む。）等の清掃、散水、樹木の剪定、草刈り等の維持監理業務を委託してきた。

上記委託契約書によると、委託料は年間160万円、これを4回に均等分割で支払うとされ、3か月毎に委託業務が完了したときに請求書を天理市に提出し、天理市は請求書の受理から30日以内に委託料を支払うとされている。

上記委託料は、遠田区長の個人名義の金融機関預金口座に振り込む方法で支払われ、平成18年度の委託料については、平成18年7月上旬、10月上旬、平成19年1月上旬、3月下旬ころに、平成19年度の委託料については、平成19年7月上旬、10月上旬、平成20年1月上旬、3月下旬ころに、平成20年度の委託料については、平成20年7月上旬、10月上旬、平成21年1月上旬、3月下旬ころに、遠田町区長の個人名義の口座に振り込まれている。

2 ところで、遠田区長の名義で天理市に提出された「天理市多世代交流広場維持管理業務 計画書及び見積書」によれば、「人件費」として3名の女性の氏名が記載され、この3名が維持監理業務に従事することとされている。

しかし、3名の女性はいずれも高齢の女性であり（うち1名は大正7年生まれ）、樹木の剪定などの重労働を含む監理業務を高齢の3名の女性のみが行うというのは不自然であり、これらの3名が現実に維持管理業務に従事していたか重大な疑問がある（3名のうち1名は遠田町区長の妻である）。

また、上記委託料の支払にあたっては、その都度、介護福祉課長名義の「完了報告書」が天理市長宛に提出されているが、上記3名が維持管理委託業務に従事し、委託業務を行ったことをチェックし確認したものは考えがたいし、これを受けた天理市長が上記計画書及び見積書どおりの委託業務の完了をチェックして委託料の支払を行っていたとも考えられない。まして、計画書及び見積書に記載されたとおりの支出が現実になされたのか、領収証等の提出を求めるなどしてチェックした形跡もない。

3 さらに、遠田町自治会内において、上記委託契約や委託料に関する会計報告がなされたことはなく、遠田町区長の個人名義口座に振り込まれた委託料が、遠田町自治会の会計に入金されていない不適正な処理が続けられてきた疑いが強い。

本件の委託業務は、平成21年度からは社会福祉法人天理市社会福祉事業団が受託するようになったようであるが、この経緯は、本件委託料の支出に関することが市議会で問題となったことを契機に、平成21年度の下期に、遠田町区長から辞退の申入れがあったことによるとのことである。かかる事実にも照らしても、委託料の支出先の確認、支出にあたってのチェックに問題があった可能性が高い。

4 以上のとおり、天理市長は、本件委託料の支出にあたって、委託にかかる維持監理業務が契約（計画書及び見積書の記載事項を含め）に従って完了していることを具体的に審査確認せず、漫然とチェックなしに支払をしており、振り込んだ委託料についても遠田町自治会内で適正に処理されているか否かを確認せず、その結果不適正な処理を誘発させた疑いがあり、違法不当な支出に該当することは明白である。

よって監査委員は、天理市長に対し、上記違法不当な公金支出による損害を填補するために必要な措置を講ずると共に、同種の支出を防止するための具体的な改善措置を講ずることを勧告するよう求める。

なお、本件委託料の支出は、本監査請求より1年以上前になされたものであるが、いずれも住民が客観的に知り得なかったものであり、本請求が支出行為後1年を経過してなされたことには正当な理由がある。

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

添付書類

資料 1	事実証明書	平成18年度支出負担行為伺書ほか関係書類
資料 2	事実証明書	平成19年度支出負担行為伺書ほか関係書類
資料 3	事実証明書	平成20年度支出負担行為伺書ほか関係書類
資料 4	事実証明書	多世代交流広場維持管理委託料
資料 5	事実証明書	てんり市議会だよりNO,55

第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を形式的には備えているものと認め、平成23年12月5日これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

平成23年12月9日、法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から意見の陳述があった。

請求人は、陳述の際、「本件委託料の支出は、平成23年2月15日号の「てんり市議会だより」NO.55により知った。」と主張した。

2 監査対象事項

平成18年度から20年度に天理市遠田町区長と締結した「天理市多世代交流広場維持管理業務委託契約」に基づく委託料の支出について、委託業務の完了を審査確認しない不適正な公金支出による損害の補填と、支出を防止するための改善措置を講ずるよう求めることについて。

3 監査対象部局

健康福祉部 介護福祉課

第4 事実の確認

監査対象とした事項について、法第199条第8項の規定により監査対象部局に対して、関係書類の調査を行った結果、以下の事実を確認した。

1 監査請求に係る財務会計の行為のあった日を確認するため調査したところ、本請求の最後の支出は平成21年3月31日に業務完了報告が提出され、同年4月10日遠田町区長名義の口座に振り込まれていた。

第5 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、法第242条第2項の要件を満たしていないものとし却下する。

以下、その理由について述べる。

1 法第242条第2項本文について

法第242条第2項本文では、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されているのであって「当該行為を知った日」とはしていない。

同項本文について昭和63年4月22日の最高裁判所の判決では、「普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。」と判示されている。

従って天理市多世代交流広場維持管理業務委託契約についての委託料の支出に係る監査請求につい

ては、第4 事実の確認 1で述べている支出のあった日からすべて1年を経過したものであり、法第242条第2項本文で規定する監査請求期間の要件を満たしていない監査請求である。

この点について請求人は、「平成23年2月15日号のてんり市議会だよりNO.55でこのことを知り得た。」と主張するが、法第242条第2項本文は当該行為を知った日を監査請求期間の起算日とはしていないので、請求人の本件請求は同項本文に該当し、監査請求期間を経過したものである。

2 法第242条第2項のただし書について

法第242条第2項のただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

平成14年9月17日の最高裁判所の判決によると、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

そこで、本件の監査請求について、法第242条第2項ただし書で規定する正当な理由について検討したところ、平成21年9月14日天理市議会決算特別委員会において平成20年度決算に関する説明書をもとに多世代交流広場維持管理委託料に関する質疑応答がなされ、同月17日に決算の認定を受けている。

決算特別委員会の審議は一般に公開されており、また、決算に関する説明書は市の情報公開窓口において一般の閲覧に供されているものであることから、市民は、この時期において本件支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと認められる。

従って、本件請求は、市民が本件支出の存在及び内容を知ることができたと認められる平成21年9月から2年2カ月以上経過しているため、上記ただし書に規定する正当な理由は存在しない。

以上のことから、天理市多世代交流広場維持管理業務委託契約に係る請求は法第242条第2項で定める要件を満たさない不適法な監査請求と判断した。

公営企業

(平成24年1月10日揭示済)

天理市上下水道局公告第1号
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年1月10日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 工事概要

- (1) 工事名 耐震補強基幹管路改良工事(9)1期工事
- (2) 工事場所 天理市豊井町・布留町地内
- (3) 工事概要 本設配管工事

(昼間)

350mmDIP布設	L = 416.1m
300mmDIP布設	L = 26.8m
200mmDIP布設	L = 6.2m
100mmDIP布設	L = 18.9m
75mmDIP布設	L = 60.3m
100mmPE管布設	L = 18.0m
75mmPE管布設	L = 40.0m

(夜間)

450mmDIP布設	L = 16.3m
300mmDIP布設	L = 9.3m

- (4) 工期 平成24年7月31日まで
- (5) 予定価格 90,227,550円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)
設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条

第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。

天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。

次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 ニュージェック 奈良事務所

所在地 奈良市大宮町5丁目3-14

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

局に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着し

なかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 1階 会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 入札保証金 免除
 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
 この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表(入札日程)

耐震補強基幹管路改良工事(9)1期工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年1月10日(火)から 平成24年1月20日(金)まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年1月10日(火)から 平成24年1月20日(金)まで
質問書の提出期限	平成24年1月24日(火) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成24年1月30日(月)
質問書への回答日	平成24年1月30日(月)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年2月3日(金)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年2月8日(水)

入札書到着期限日	平成24年 2月15日(水) 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成24年 2月16日(木) 午前10時
くじを行う場合の日時	平成24年 2月16日(木) 午後 3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成24年 1月13日 掲示済)

天理市上下水道局告示第1号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成24年 1月13日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成24年 1月13日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 吉岡建設
代表者 吉岡 義男
住所 奈良県天理市喜殿町253-1

(平成24年 1月30日 掲示済)

天理市上下水道局公告第2号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年 1月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 工事概要

- (1) 工事名 耐震補強基幹管路改良工事(9)2期工事
- (2) 工事場所 天理市豊田町地内
- (3) 工事概要 本設工事
450DIP(NS)布設 L = 516.3m
75DIP(NS)布設 L = 5.4m
- (4) 工期 平成24年 7月31日まで
- (5) 予定価格 73,350,900円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
天理市が平成23年 7月 1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 株式会社 ニュージェック 奈良事務所
所在地 奈良市大宮町5丁目3-14
本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
局に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習
終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場 所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局1階 会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 入札保証金 免除
 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
 この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表(入札日程)

耐震補強基幹管路改良工事(9)2期工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成24年1月30日(月)から 平成24年2月7日(火)まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年1月30日(月)から 平成24年2月7日(火)まで
質問書の提出期限	平成24年2月10日(金) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成24年2月14日(火)
質問書への回答日	平成24年2月14日(火)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成24年2月20日(月)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成24年2月24日(金)
入札書到着期限日	平成24年2月28日(火) 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成24年2月29日(水)午前10時
くじを行う場合の日時	平成24年2月29日(水)午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。